

「子どもの扶養控除に関する意見書」に関する陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 29 号

受理年月日 令和 6 年 1 月 26 日

付託年月日 令和 6 年 2 月 21 日

陳情者
.

陳情原文 平素より江戸川区政へのご尽力、ありがとうございます。区の子育て支援には助けられており感謝しております。

一方で、国民負担率も高い中での物価高により先行きが不安な今、一区民、一国民として年少扶養控除の復活、および扶養控除の拡大を強く願ってやみません。東京都港区議会が地方自治法第 99 条の規定に基づき提出した「子育て支援と子どもへの直接的な支援の拡充を求める意見書」(発案第 14 号)のように、江戸川区からも年少扶養控除の復活、16 歳以上の扶養控除額の維持を求める意見書を提出していただきたく陳情いたします。

年少扶養控除がない＝担税力がない子どもの最低限の生活費に課税をしている状況に、さらに扶養控除縮小で課税を強化することは、言うまでもなく子育て世帯に対する可処分所得を減らすということです。また、16 歳以上の子どもに対する扶養控除見直しも検討されているとのこと。自治体からどんなに素晴らしい支援があろうとも、税制は国民生活の根幹であり、今のような税制の改悪状況では、子どもを持ちたくても安心して産み育てることは難しいと感じます。

つきましては、江戸川区議会において、地方自治法第 99 条の規定に基づき、下記事項を基本とする意見書を関連する国の機関に提出することを陳情いたします。

記

- 1 年少扶養控除の復活
- 2 16 歳以上の扶養控除額の維持または拡大